

第4期まつばら男女かがやきプラン〈概要版〉

松原市の男女共同参画につきまして、平成31年度を初年度とする「第4期まつばら男女かがやきプラン」を策定いたします。

基本スタンスとしまして、「第3期まつばら男女かがやきプラン」の理念を継承しながら、社会情勢等を踏まえ、時代に即した内容に変えていきます。

また、「第3期まつばら男女かがやきプラン」の目標達成状況等を検証し、よりわかり安いプランへと変更していきます。

○検証による主な課題

- ・男女平等の意識は徐々に広まってきてはいるものの、いまだ「男性優遇」と感じている人が多い。
- ・「子育ての時期は一時仕事をやめて家庭に入る。」という意識が、依然として60.3%と過半数を超えている傾向が強い。
- ・DV被害者等が安心して相談できるように相談体制を充実していく必要がある。

第3期プランからの主な変更点

① 重点目標

・第3期プラン

【・職場の活性化 ・家庭生活の充実 ・地域力の向上】

・第4期プラン

【・誰もが働きやすい職場環境 ・家庭生活の充実 ・安心・安全な地域】

② 基本課題

・第3期プラン

- 5つの基本課題
1. 男女が共に輝くことによる地域社会の活性化
 2. 仕事と生活の調和の推進
 3. 暴力根絶等のセーフティネットの充実
 4. 男性、子ども、高齢者それぞれが輝く協働
 5. 市民と協働し地域力アップの支援

・第4期プラン

3つの基本課題に発展集約

1. あらゆる分野における女性の活躍推進
2. 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり
3. 男女共同参画意識の醸成

③ 新たな取り組み

- ・人権交流センター以外の公共施設で男女共同参画事業の取り組み
- ・新たなネットワークの構築

(NPO法人・子育て支援・介護支援等している団体間での交流・連携)

第1章 プラン策定にあたって

1. 基本的な考え方

(1) プランの目的

- ・職場、家庭、地域社会で、女性も男性もすべての人々にチャンスがあり、活躍できるまちづくりを実現するためのものです。

(2) プランの位置づけ

- ・男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく計画であり、「松原市男女輝きまちづくり条例」第11条に基づくものです。
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」並びに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」を包含して策定するものです。

2. プラン策定の経緯

(1) これまでの取り組み

- ・第1期プランとして、平成10年度に「松原市男女協働参画プラン」を策定し、第2期プランとして、平成21年度に「まつばら男女共同参画プラン Second Stage」として改訂し、平成26年度に「第3期まつばら男女かがやきプラン」を策定しました。「第4期まつばら男女かがやきプラン」については、基本理念を継承しながら、時代に即した内容に変え策定します。

(2) 第3期プランの取り組み

①男女共同参画意識に関する取り組みの内容

【主な取り組み】

- ・市民向けセミナー等の啓発事業
- ・出前講座
- ・保育ボランティア派遣事業

②仕事と生活の調和に関する取り組みの内容

【主な取り組み】

- ・年間を通しての保育所待機児童ゼロの実施
- ・多様な保育サービスや介護サービス等の実施
- ・子育て支援センターの充実
- ・女性の起業応援事業
- ・自殺予防対策
- ・女性特有のがん検診や妊婦健康診査事業

③女性に対する暴力の根絶に関する取り組み内容

【主な取り組み】

- ・女性に対する暴力防止事業（DV防止セミナー、パネル展）
- ・女性相談
- ・DV相談
- ・母親のためのピアサロン ココ・カラ with 事業

(3) 策定過程

- ・平成30年 5月15日、第1回 審議会（諮問）
- ・平成30年 7月17日、第2回 審議会
- ・平成30年10月11日、第3回 審議会
- ・平成30年11月29日、第4回 審議会（答申）
- ・平成31年 2月19日、第5回 審議会
- 平成31年1月7日～2月6日 パブリックコメント実施

第2章 プランの概要

1. 構成

- 松原市が目指す男女共同参画社会の理想の姿
 - ・「誰もがいきいきと活躍できる松原市」
- 重点目標
 - ・理想の姿を実現するため、3つの重点目標を設定
 - ①誰もが働きやすい職場環境
 - ②家庭生活の充実
 - ③安心・安全な地域

2. 施策の基本課題と基本的な方向

(1) あらゆる分野における女性の活躍推進

- ①働く場における男女共同参画の促進
- ②多様な働き方のための支援
- ③仕事と生活の調和の推進

(2) 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり

- ①あらゆる暴力の根絶
- ②関係機関の連携による相談支援体制の充実
- ③自立支援の充実
- ④ハラスメント防止対策の推進
- ⑤自殺予防対策の推進
- ⑥防災・防犯対策の推進

(3) 男女共同参画意識の醸成

- ①男女平等意識を育てる教育・学習の推進
- ②地域での支え合いによる共助社会の実現

3. 計画期間

- ・平成31年度から平成35年度までの5年間

4. 取り組みの発展

- 男女共同参画センター（はーとビュー内）以外の公共施設でのセミナー・イベント等の実施、SNS等を活用して啓発と情報発信。
- 新たなネットワークの構築
(NPO法人・子育て支援・介護支援等をしている団体間での交流・連携を深める。)

5. 計画体系

3つの「基本課題」に対して、11の施策の「基本的な方向」、28の「取り組む施策」を実施します。

第3章 基本施策

- 基本課題に取り組むための主な「取り組む施策」

(1) 「あらゆる分野における女性の活躍推進」のための主な施策

- ・女性の積極的な雇用についての意識啓発
- ・就労・能力開発・再就職にするための支援
- ・多様な就業形態の普及啓発・起業家に対する支援
- ・仕事と家庭生活などの両立支援
- ・家庭生活における男女共同参画の促進
- ・生涯にわたる健康の保持増進

- (2) 「誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり」のための主な施策
- ・関係機関との連携の強化及び機能的な体制づくり（松原市DV等対策連絡会議）
 - ・相談支援の機能の強化
 - ・自立支援の機能の強化
 - ・防止体制の整備と啓発
 - ・市民と協働で行う自殺予防の意識啓発
 - ・女性の視点を盛り込んだ防災・防犯対策の促進
- (3) 「男女共同参画意識の醸成」のための主な施策
- ・男女の平等意識、相互理解と協力及び家庭生活の大切さなどの教育の促進
 - ・男女が共に輝けるような視点を持って活動する団体の活動促進
 - ・地域における共助意識の普及啓発

●基本課題を点検する主な指標

- (1) 「あらゆる分野における女性の活躍推進」
- ・市における審議会に占める女性の割合
 - ・市（市長部局）における管理職（課長級以上）のうち、女性職員の割合
 - ・市における男性職員の「育児参加休暇」取得者率
 - ・市における6歳未満の子どもがいる男性職員の家事・育児関連時間（1週間の1日平均）
 - ・年間を通じての保育所待機児童数
 - ・社会での女性の活躍がより進んだと思う市民の割合
- (2) 「誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり」
- ・夫婦間や恋人同士における「平手で打つ」「殴るふりをしておどす」を暴力として認識する市民の割合
 - ・夫婦間や恋人同士における「友だちや身内とのメールや電話をチェックしたり、付き合いを制限したりする」行為について、暴力と認識する人の割合
 - ・子どもの面前で行われるDVは、子どもへの暴力（児童虐待）と認識する人の割合
 - ・DV等女性に対する暴力などに関する相談窓口の周知度
- (3) 「男女共同参画意識の醸成」
- ・松原市人権交流センター（はーとビュー）内にある男女共同参画センターの周知度
 - ・男女共同参画に関する講座などの参加者数
 - ・子育てや介護、DV、ハラスメントなど、困った時に家族以外で相談できる相手がいる市民の割合
 - ・社会全体として男女の地位は、平等になっていると思う市民の割合
 - ・第4期まつばら男女かがやきプランに関する事業を協働実施する市民公益活動団体等の数